

平成 2 3 年 第 2 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成23年第2回京丹波町議会臨時会

平成23年5月13日(金)

開会 午前9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 同意第 1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について
- 第 6 同意第 2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について
- 第 7 議案第46号 土地の取得について
- 第 8 議案第47号 土地の取得について
- 第 9 議案第48号 平成22年度(繰越)中型送迎用バス購入契約について
- 第10 議案第49号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

- 1番 横山 勲 君
- 2番 岩田 恵一 君
- 3番 篠塚信太郎 君
- 4番 梅原 好範 君
- 5番 森田 幸子 君
- 6番 村山 良夫 君
- 7番 山内 武夫 君
- 8番 東 まさ子 君
- 9番 野口 久之 君

- 1 0 番 坂本美智代 君
- 1 1 番 原田寿賀美 君
- 1 2 番 松村 篤郎 君
- 1 3 番 北尾 潤 君
- 1 4 番 小田 耕治 君
- 1 5 番 山田 均 君
- 1 6 番 西山 和樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（10名）

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 寺 尾 豊 爾 君 |
| 副 町 長 | 畠 中 源 一 君 |
| 参 事 | 岩 崎 弘 一 君 |
| 参 事 | 野 間 広 和 君 |
| 総 務 課 長 | 伴 田 邦 雄 君 |
| 監 理 課 長 | 山 田 洋 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 中 尾 達 也 君 |
| 住 民 課 長 | 下伊豆 かおり 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 堂 本 光 浩 君 |
| 土 木 建 築 課 長 | 十 倉 隆 英 君 |

6 出席事務局職員（2名）

- | | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 長 澤 誠 |
| 書 記 | 上 西 貴 幸 |

開議 午前9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第2回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により12番議員・松村篤郎君、13番議員・北尾 潤君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（西山和樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じます。ご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、承認第1号他6件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

5月11日、午前9時から議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

議会広報特別委員会には、議会だより第25号を発行いただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～日程第10、議案第49号 平成23年度京丹波

町一般会計補正予算(第1号)》

○議長(西山和樹君) 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10、議案第49号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) 皆さんおはようございます。

本日、ここに平成23年第2回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

さて、3月11日から2ヶ月が過ぎたところであります。

改めまして、東日本大震災によってお亡くなりになられた多くの方々のご冥福を衷心によりお祈りするとともに、甚大な被害を受けられた皆様や今も厳しい避難生活を余儀なくされておられる皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

今般の大震災は、原子力発電所の被災の問題もあり、復旧、復興には相当長い期間が必要かも知れません。しかし、わが国は歴史を紐解くまでもなく、古来より厳しい自然災害に幾度も遭遇しながらも、粘り強い努力により生活基盤を守り続けてまいったところであります。その努力を今後とも積み重ね、一日も早い安全の確保と復旧、復興が成し遂げられますように本町といたしましても、友好町である福島県双葉町をはじめとする被災地の支援に努めてまいりたいと考えております。

皆様のご支援、ご協力を引き続きましてお願いを申し上げます。

それでは、本日提案させていただきました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

中間所得者層の負担軽減を図るため、平成23年度の国民健康保険税の課税限度額を4万円引き上げるものであります。

同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任及び、同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任につきましては、任期満了に伴う財産区管理委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

まず、同意第1号の須知財産区管理委員として選任の同意をお願いする委員さんについて、ご紹介を申し上げます。

村山智加男氏は、京丹波町安井観音寺33番地1にお住まいで、昭和11年1月1日のお生まれです。丹波町農業協同組合に長く勤務され、安井区区長、安井生産森林組合長を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

松本寛氏は、京丹波町曾根曾根北9番地にお住まいで、昭和11年8月20日のお生まれです。建築業を営まれ、丹波町消防団長を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

須知要氏は、京丹波町上野中垣内9番地にお住まいで、昭和20年7月8日のお生まれです。農林業に従事され、丹波町農業委員会委員、丹波町森林組合理事を歴任され、現在、上野生産森林組合長を務められています。引き続き管理委員に選任するものであります。

山崎俊雄氏は、京丹波町蒲生坊ノ下57番地にお住まいで、昭和19年1月30日のお生まれです。京都府信用農業協同組合連合会監事、京都農業協同組合専務を務められ、蒲生区副区長を歴任されております。新たに管理委員に選任するものであります。

小谷多喜男氏は、京丹波町須知本町33番地にお住まいで、昭和10年1月15日のお生まれです。自転車販売会社に長く勤務され、現在、須知山林協同経営組合副代表を務められています。引き続き管理委員に選任するものであります。

中村忍氏は、京丹波町高岡馬場20番地にお住まいで、昭和21年10月6日のお生まれです。京都食糧事務所、大阪食糧事務所、近畿農政局に長く勤務され、西階区区長を歴任、現在、丹波町土地改良区総代を務められています。引き続き管理委員に選任するものであります。

松谷實二氏は、京丹波町高岡岩崎25番地1にお住まいで、昭和26年9月22日のお生まれです。農林畜産業に従事され、農業委員会委員を歴任、現在、辻村区区長を務められています。引き続き管理委員に選任するものであります。

続きまして、同意第2号 高原財産区管理委員として選任の同意をお願いする委員さんについて、ご紹介を申し上げます。

上仲幹雄氏は、京丹波町下山中道45番地にお住まいで、昭和7年10月1日のお生まれです。電気設備会社に長く勤務されておりました。引き続き管理委員に選任するものであります。

鈴木敬三氏は、京丹波町下山中野90番地にお住まいで、昭和7年1月8日のお生まれです。酪農業を営まれ、丹波町農業委員会委員を歴任されております。引き続き管理委員に選

任するものであります。

久保元明氏は、京丹波町豊田九手60番地にお住まいで、昭和23年9月6日のお生まれです。電気通信関係会社に長く勤務され、豊田区副区長、消防団部長を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

森脇幸夫氏は、京丹波町実勢トミ谷60番地にお住まいで、昭和22年10月15日のお生まれです。京都府職員として長く勤務され、実勢区副区長、生産森林組合理事を歴任されております。新たに管理委員に選任するものであります。

太田誠一氏は、京丹波町富田坪井19番地にお住まいで、昭和21年11月18日のお生まれです。警備会社に長く勤務され、富田区農事組合長を歴任、現在、丹波町土地改良区総代及び京丹波町森林組合総代を務められています。新たに管理委員に選任するものであります。

山本正行氏は、京丹波町富田堂山7番地にお住まいで、昭和24年7月13日のお生まれです。京都市消防局に長く勤務され、富田区農事組合長を歴任されています。新たに管理委員に選任するものであります。

山田正雄氏は、京丹波町豊田千原135番地にお住まいで、昭和35年12月27日の生まれです。照明器具製造会社に勤務されるとともに、上豊田生産森林組合長を歴任されています。引き続き管理委員に選任するものであります。

以上、ご紹介いたしました皆さんは、それぞれ豊富なご経験により、地元区の活動におきましても多方面にわたりご活躍をされており、また農林行政にも見識があり、財産区管理委員として適任であります。ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第46号 土地の取得につきましては、まちづくり推進事業用地として京丹波町蒲生蒲生野283番及び284番、8,233.86平方メートルについて、南丹・京丹波地区土地開発公社から2億6,235万6,955円で取得しようとするもの、議案第47号 土地の取得につきましては、京都縦貫自動車道関連事業用地として、京丹波町才原才ノ神33番2外11筆、6,119.10平方メートルについて、南丹・京丹波地区土地開発公社から1億2,895万6,326円で取得しようとするものであります。

議案第48号 平成22年度（繰越）中型送迎用バス購入契約につきましては、瑞穂小学校開校に伴うスクールバスの増発等路線の拡充に対応するための中型バスの購入契約について地方自治法の規定により議決をお願いしております。

議案第49号 京丹波町一般会計補正予算（第1号）では、補正前の額105億3,700万円に500万円を追加し、補正後の額を105億4,200万円とすることをお願いし

ております。

東日本大震災にかかる被災者支援対策経費として友好町である福島県双葉町への職員派遣経費や備蓄物資補充経費など、緊急的に予算を講ずるべき費用についてお願いするものであります。

以上提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長から求めます。

下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） それでは、承認第1号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について補足説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、一部を除きまして4月1日から施行されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

今回の改正内容は、3月議会においても改正予定として資料の配付をさせていただいたところですが、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額に係ります限度額を13万円から14万円に、介護納付金分を10万円から12万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

国保税全体の賦課限度額は、従前の73万円から4万円引き上げて、77万円となります。具体的な内容につきましては、新旧対照表をお願いいたします。

まず、第2条関係ですが、第2項の基礎課税額の限度額を50万円から51万円に、第3項の後期高齢者支援金等課税額の限度額を13万円から14万円に、第4項の介護納付金課税額については、10万円から12万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、第23条におきましては、保険税の軽減に際しての限度額の規定でございますが、第2条と同様にそれぞれ引き上げを行っております。

この改正によりまして、本町の被保険者への影響といたしましては、当初予算算定時点で、22年度賦課額で試算した場合に、限度額超過世帯が、基礎課税分と後期高齢者支援金分では、43世帯が38世帯に、介護納付金分では、38世帯が33世帯となり、限度額引き上げに伴う保険税の増額分といたしましては、既に当初予算に計上させていただいておりますが、約130万円を見込んでおります。

以上簡単ですが、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について及び、同意第2号 高原財産区管理委員の選任につきまして、一括して補足説明を申し上げたいと思います。

町長の提案説明におきまして、それぞれ詳しく説明があったところでございますが、任期につきましては、地方自治法の規定によりまして4年間となっておりますところでございます。両財産区とも、平成23年5月26日から平成27年5月25日までの4年間でございます。

なお、選任にあたりましては、それぞれ各区長様による調整をいただいたところでございます。

この中で、今回新しく選任同意をお願いする方々でございますが、須知財産区管理委員におきましては、山崎俊雄氏でございます。蒲生・蒲生野地区の代表として平成18年度から5年間委員を務められました竹瀬重信氏の後任ということでございます。

また、高原財産区管理委員につきましては、森脇幸夫氏、太田誠一氏、山本正行氏の3名の方々でございます。

森脇幸夫氏は、実勢地区代表といたしまして、23年1月にお亡くなりになられました故湊利一氏の後任としてお世話になる方でございます。

太田誠一氏は、富田地区代表の木下武男氏の後任、山本正行氏は、富田地区代表の板谷一男氏の後任として今回選任の同意をお願いしておりますところでございます。

誠に簡単ではございますが、同意第1号及び第2号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第46号の土地の取得について補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、まちづくり推進事業用地取得事業用地として、南丹・京丹波地区土地開発公社により先行取得しておりました蒲生地内の土地8,233.86平米を2億6,235万6,955円で買い戻すことをお願いするものでございます。

資料によりご説明を申し上げたいと思います。

まず場所でございますが、右下の写真でございますように、ビジョン・ダンマークの横の道路を北方向へ約300メートル上がったところでございますが、ほぼ長方形の土地でございます。経過といたしましては、平成2年にデンマーク公園事業といたしまして船井・北桑田地区土地開発公社により先行取得を依頼し取得をしたものでございますが、バブル崩壊等諸般の情勢変化によりまして、事業化が図れず今日まで至っているものでございます。当該土地につきましては、国道9号及び27号に近接をしました、丹波自然運動公園にも近いことから活用の可能性の高い土地と考えておりまして、総務文教常任委員会様からご提言をいた

だいておりますように、買い戻しを行うとともに、土地の有効活用につきまして早急に検討してまいりたいと考えているところでございます。取得価格でございますが、上の表にございますとおり、用地費が1億5,012万1,545円、利子が1億1,223万5,410円という内訳になっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

次に、議案第47号の土地の取得について補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、京都縦貫自動車道関連事業用地として、南丹・京丹波地区土地開発公社により先行取得しておりました才原地内の土地の残地部分6,119.10平方メートルを1億2,895万6,326円で買い戻すことをお願いするものでございます。

これにつきましても、資料によりご説明を申し上げたいと思います。

まず場所でございますが、和知地区才原地内でございます。右下の写真で申しますと左側が綾部方面、右側が京都方面ということでございまして、ほぼ中央部をやや斜めに走っておりますのが国道27号でございます。その道路沿いですが、ほぼ中央のやや左よりに5ミリア角程度の白い建物が写っておりますが、これがフナイ産業と申しまして、テントとかシートの製造業を営まれておるところでございますが、その手前に国道27号を挟みまして両側に白く囲っておりますのが今回買い戻す土地でございます。

経過といたしましては、平成10年に京都縦貫自動車道の用地確保に係る代替地確保のために船井・北桑田地区土地開発公社に先行取得を依頼し、その後平成14年から造成工事を行いまして、平成15年4月には各地番で売り渡しの契約を締結し、順次買い戻しを行ってきたそういった経過でございます。しかしながら道路敷きとなっている部分でありますとか斜面となっている部分等の土地につきましては、財源確保等の問題から買い戻しを完了しないまま残地として今日まで残っていたものでございます。それが下の図の斜線で示した部分であり、今回買い戻す12筆6,119.10平方メートルでございます。取得価格でございますが、上の表にありますとおり用地費が1億1,881万4,411円、利子が1,014万1,915円とそういう内訳になっております。

以上、簡単でございますが補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 議案第48号 平成22年度（繰越）中型送迎用バス購入契約につきまして、補足説明をさせていただきます。

このたびの中型送迎用バスの購入契約に係ります予算につきましては、本年1月に平成2

2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）にて予算計上をお願いしたものでございまして、国の補正予算であります「地域活性化交付金事業・きめ細かな交付金」1,174万円を活用させていただきまして、1,909万1,000円の繰越明許費としてお願いしたものでございます。

本町では現在、中型が11台、小型が2台、15人乗りのワゴンタイプが2台の合計15台の町営バスと、1台の中型ですが自家用バスを保有しておりまして、本年4月からの瑞穂地区統合小学校への対応でありますとか、新規路線への対応を行っているところでありますが、今回のバス導入によりまして、バス運行事業全体の改善を図ろうとするものでございます。具体的には、今回導入のバスを瑞穂地区の統合小学校へのスクールバス専用車両として質美線で運行するものとしておりまして、運行年数の最も長い平成10年に購入しております車両を予備の車両と位置付けるものでございます。これによりまして、他の車両の負担軽減を図りますとともに、運行事業の充実を目的とするものでございます。

事業内容の概要としましては、中型ツーステップバス1台の購入でございまして。契約金額は、1,387万1,550円、契約の相手方は、京都府船井郡京丹波町須知鍋倉48番地の丹波モーターズ株式会社 代表取締役 太田克文、契約の方法は、地方自治法の規定による一般競争入札、契約期間は、議会の議決を得た日から平成23年9月30日までとしております。なお参考としまして、購入するバスの仕様等概要書等を添付させていただいておりますので、ご確認いただきたく存じます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは議案第49号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

今回の補正予算につきましては、町長の提案理由説明にございましたとおり、東日本大震災の被災者支援対策経費といたしまして、既定の歳入歳出予算に500万円の追加をお願いするというものでございます。

予算書の最後のページをお願いしたいと思います。

事項別明細書の歳出でございまして、まず民生費の社会福祉総務費の災害ボランティア支援事業30万円でございますが、これにつきましては、災害ボランティア支援補助金といたしまして町社会福祉協議会に補助するというものでございます。

内容といたしましては、町民の方々を対象とした一般ボランティアさんの募集であります

とか、割り振りであるとか、調整等に要する事務経費ということで、月3万円の9カ月分として27万円。それからボランティア保険の補助ということで、一人当たり300円の掛金の内の200円を補助するもので、150人分の3万円を計上させていただいたものでございます。

次に、民生費の災害救助費の被災者支援対策事業313万8,000円でございますが、主に福島県双葉町への支援経費を計上させていただいております。旅費の176万3,000円では双葉町への支援物資の搬送等、応援職員の派遣経費ということで計上させていただいております。この応援職員につきましては、予定しておりますのは3名ずつ1週間の派遣ということで、4週間分を見積もったところでございますが、この応援職員につきましては、双葉町との協議の上でのことということになるわけでございますが、今後の罹災証明の発行でありますとか、そういったものを想定させていただいております。

また、この他水道支援といたしまして、京都府とともに岩手県大船渡市への給水支援に1名ずつ5日間の派遣で2回分を計上しております。これにつきましては、来週16日から20日まで1回目を派遣するという予定でおります。

また、燃料費7万5,000円につきましては、双葉町への支援物資等の搬送の燃料費ということでございますし、使用料及び賃借料の130万円につきましては、双葉町への支援物資の搬送に係る自動車借上料44万7,000円、それから機器物品等借上料85万3,000円でございますが、これにつきましては双葉町の方に限らない避難者の受け入れ経費といたしまして、冷蔵庫であるとか洗濯機、テレビ等の電化製品、あるいは寝具のレンタル料ということで、2世帯分の8人分を見積もらせていただいたところでございます。

最後に消防費の防災費、備蓄物資補充事業でございますけれども、3月16日に双葉町の皆さんに緊急支援物資といたしまして、毛布や飲料水、紙おむつ等をお届けさせていただいたことによりまして、本町の備蓄物資が不足をしておることからこれを補充するというものでございます。

なお、これに充てる財源ということでございますが、歳入につきましては3ページでございますけれども、今回におきましては全て財政調整基金からの繰り入れで対応させていただいたところでございます。本来、今回のような大震災の被災地におきましては災害救助法の適用がされておまして、被災地への救助に係る経費につきましては、本町でありますと京都府を通じまして、被災県へ求償するということになるわけでございますが、今回は未曾有の大震災であるということから弾力的な運用が多くなっておりまして、具体的な内容がはっきりしていないところでございます。

また、特別交付税措置につきましても既に一部前倒しでいただいている部分もあるわけですが、更には国の補正予算も組まれたところでございますけれども、全体として本町に交付される特別交付税が増額されるかと、1年間通じまして考えてまいりますと、それは非常に期待できないのではないかというふうに考えまして、今回は全て財政調整基金からの繰り入れで対応させていただいたというところでございます。

以上、議案第49号 平成23年度一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上説明のとおりであります。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 今回の専決処分でございますが、課税限度額を4万円引き上げるということでありまして、地方税法施行令の改正によりということ引き上げされるわけですが、提案理由説明書の中に、2ページ目の4行目に中間所得者層の負担軽減を図るためということで引き上げると、こう明記されて町長の説明があったわけですが、23年度の課税において中間所得者層の負担の軽減が実際されるのかどうか。されるのであれば、いくらの額でされるのかということのご説明をお願いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 先程の提案説明中、限度額引き上げの国の政令改正の考え方として、高額所得者層に負担を求めることで中間所得者層の負担軽減を図るという趣旨で行われております。本町におきましては、先程申しましたように、想定される見込み額といえますのが約130万円でございますので、現時点で中間所得者層の方への具体的な軽減条例改正は考えておりません。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） ということは、提案理由説明をしていただいたわけですが、実際はされないことがここに書かれているというような認識をしなければならないということでありまして、そのことについてもどうなんかなということと、23年度においては中間所得者層に負担軽減を図れないということですが、限度額4万円引き上げによりまして、130万円の増収になるという説明がございましたが、22年3月末の加入状況で今回の引き上げ分を算定しますと、世帯の平等割で460円、被保険者均等割で250円の引き下げが可能と、わずかな額であるわけですが、これをやりますと軽減が少し減少し

ていくということもありまして、多少歳入欠陥といたしますか、不足するということもござい
ますが、少額やさかいこれは検討しなかったということなのか。その辺のことにつきまして、
提案理由説明と今課長が答弁されたことは異なる説明でありますので、その辺の発言も取り
消しもされるのかということも含めましてお伺いしておきます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 今年度の当初予算におきましても基金繰り入れを前提といた
しましての予算計上をさせていただいておりますし、先程おっしゃいました均等割また平等
割額の引き下げについては、現時点では検討はいたしておりません。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 地方税法の施行令が改正されましても、保険者の国保の運営状況に
よりまして、必ずしも限度額は引き上げをする必要はないと。この限度額改正というのは7
7万円以上、以前ですと73万円以上は課税ができないという額であるというふうに認識を
しておりますが、その辺のことにつきまして見解をお聞きいたしておきたいと思えます。と
いうことで、保険税率の改正はしないということでありますんで、130万円増収になりま
すが、23年度の保険税率には反映されないということは、4万円引き上げの対象者38世
帯でしたか、この方は払い損とこういうことになるわけでありますんで、町の国保財政だけ
が潤うというようなことで、そういう考え方で良いのかということであります。それが2点
目。

3点目は、専決処分されてますんで何を言っても効果がないということで、これで質問は
終わりますが、今後限度額引き上げにつきましては、保険税率全体の見直しを図りながら改
正をしていくということを要望いたしまして質問を終わります。

2点につきましては、答弁をお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 引き上げに係ります分については、今後も地方税法との連携
といたしますか、それに基づいて課税限度額の決定をさせていただきたいと考えております。

現状、本町の国保はまだ安定的な運営には至っておりませんし、今年度におきましては現
状税率等も据え置いておりますので、現時点で条例改正は考えておりません。

払い損になるかという件につきましては、高額な所得の方のご負担をお世話になるわけ
でございますけれども、それによって本町の国保の運営の安定化につなげていきたい。また基
金の保持といたしますか、それにつながるものと考えております。

原則、国の示しております金額までの課税をしない限り、調整交付金等へ影響がでてくる

ものと思われます。

今後、条例改正と法律の解釈に関しまして研究をさせていただきたいと思いますが、町国保の運営状況等により独自の条例改正も可能かと思われます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 被保険者が一人の場合、この限度額が適用となる収入及び所得はいくらになるのか。また、一番被保険者の多い世帯は何人くらいの加入かお聞きしておきたいと思います。

それから、38世帯及び33世帯ということで、医療費分と後期高齢者支援金分、介護納付分の対象者があるということでありますが、高額所得者の滞納はどういう状況になっているのか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 一人世帯で限度額適用になる方の収入額はどのくらいになるかというご質問かと思いますが、介護保険のあるなしでも変わりますけれども、一人世帯で介護保険適用なし、固定資産なしの場合で試算いたしますと、概算の給与収入といたしましては、本町の場合は956万円が見込まれております。

それから、被保険者の一番多い世帯、直近の数字は正確には把握しておりませんが、私が見ておりました中では7人家族のご加入があったのを記憶しております。

それから、高額所得者層の滞納の状況でございますが、現時点で対象者となられる方の滞納についてはなかったと記憶しております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 単身の場合は、956万円の収入ということでありましたが、3月議会でもらっている予算特別委員会の資料によりますと、年金と給与所得とあるわけですが、この場合は1,050万円ということになっているということで、本町の保険税が平均と比べて高いということがこれで証明されていると思うんですが、それと、今被保険者7人の世帯があるということでありましたけれども、一人でありますと本町の場合、均等割が3万1,500円であります。7人世帯でありますと計算すると22万500円ということになって同じ収入であってもこれだけの差があるということで、国保は同じ収入であっても加入者数によって負担が増えるということになり、今回こういうことで大変厳しい生活の中で影響を受けるということでもあります。今、篠塚議員さんのほうからもありましたけれども、やはり、負担が大変だという認識に立つのであれば、6月議会もあるので条例改正をすることもできるし、ということでもあります。

また、3月30日に法律がとれているので専決処分ということでもありますけれども、6月に議会の議決を経て決定するという点についてはだめなのかどうか、その点について、再度お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 3月議会に提出させていただきました資料におきましては、1,050万円という資料を確かに出させていただきます。厚生労働省の試算数値でございまして、前提条件が変わるところもございまして、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

また、専決処分ではなくて6月議会以降の条例改正の提案という件に関しましては、適用日との関係もございましたので、今回も専決処分という形をとらせていただきましたけれども、限度額を低く設定することもできるということも含めまして、今後十分検討させていただきます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 先ほど篠塚議員からありました、提案理由の中に中間所得者層の負担軽減を図るために、今回23年度の国民健康保険税の課税限度額を4万円引き上げるという説明があったんですが、このことについて、先程質問に対しての答弁がなかったんですが、軽減を図ることにならないということであれば、提案理由そのものもおかしいのではと思うんですが、その点見解伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私の方から答弁しておきます。課長が一生懸命答弁しているんですが、平成23年度当初予算にこうした増収があるということ、専決処分をすることによって結果として増収になるという情報は得ております。そうしたことで、今期この保険税の改正を当町がしなかったということで、本来ならこれがなかったり、いろんなことで改正という名のいわゆるアップを図らんなん状況に国保財政がなっているんですけど、いろんなことを勘案して改定値上げをしなかったということで実質軽減されているというふうに理解いただけたら嬉しく思います。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可いたします。

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより承認第1号を採決いたします。

承認第1号 先決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 全員 挙手 ）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって承認第1号は原案のとおり承認されました。

《日程第5 同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について》

○議長（西山和樹君） 次に同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

本件および、次の同意第2号については、それぞれの案件について、個人ごとに同意を得るのが本来の形ではありますが、案件ごと一括して採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 異議なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

この表決は起立により行います。

同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（ 起立 全員 ）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって同意第1号は原案のとおり同意されました。

《日程第6 同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について》

○議長（西山和樹君） 次に同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより同意第2号を採決いたします。

この表決は起立により行います。

同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（ 起立 全員 ）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって同意第2号は原案のとおり同意されました。

《日程第7 議案第46号 土地の取得について》

○議長（西山和樹君） 次に議案第46号 土地の取得についての質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） 提案になっております46号についてお尋ねをしておきたいと思うんですけども、先程提案理由の説明の後の補足説明で、担当課長のほうから買い戻した後の利用について早急に取り組みたいという説明もあったんですが、具体的に利用の委員会を設置するという話も聞いたわけでございますけども、どのようなペースといたしますか、考えておられるのか。町が所有する土地というのはこれだけではないわけでございますけれども、全ての土地を対象にするというのか、一定の面積以上というのを対象にするのか、また土地開発公社から買い戻した土地を対象にして考えていくということなのか、その辺についてもどういう考え方なのか、またその責任者は誰が中心になってやられるということなのか、あわせて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 土地の活用につきましては、現在、町有土地及び施設利用検討委員会という内部の委員会でございますが、ここにおきまして今後検討してまいりたいと思っております。ペースにつきましては、特に明確にいつまでということはございませんけれども、早急のうちにとということでございますので、なるべく近いうちに方向付けをしてまいりたいと思います。

それから、この土地に限らずということでございますが、特に瑞穂地区におきましては、学校用地の跡地の問題等もございますので、そういったこと等々含めまして検討をしてまいりたいと思います。

あと、この委員会につきましては参事が委員長になっております。それに基づきまして答申をして検討をしていくという形をとっております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今、内部の利用検討委員会ということで、参事が責任者ということになっておるといことなんですけども、これまで土地の買い戻しとか土地取得の場合に、そういう内部で検討していくということがこれまでから言われておったし、説明にもあったわけでございますけれども、いろんな業務との関係も含めて、なかなか会議が迫られんとできないという問題もあるようでございますけれども、そういう点からいいまして1年に1回は取りまとめをして経過をきちっと議会などにも報告をすると、もちろん総務委員会からもいろんな提案がされておるわけでございますけれども、そういうことも含めて1年1年状況を報告して、具体的に前向きに進めていくということが必要と思うんですけども、その辺の見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 内部で検討したことについて報告するという事は大事なことだというふうに思っております。以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 私が申し上げたのは、それを1年に1回は必ずやると、報告をする、どういように進んでいるかどうかという問題もありますけども、そういうけじめをつけて1年ごとに状況報告しては新しい報告を作っていくことをしなければ、まとまったら報告するという事になった場合には、2年3年という場合もこれまでであるわけですので、そういうことをきちっとやるということを申し上げたんで、その辺のことを町長としても判断をして1年ごとにまとめては報告をするということを確認していただきたいと、そういう意味で申し上げたんで、再度お尋ねしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう意味で答弁したんですけども、もちろん委員会開いてなかったら報告しないということではなく、大事なことなんで、最低1年に1回ぐらいはこのことをいろんな意味で報告したらよいと思っております。提言いただいていることについても、検討して報告したいと思えます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 質問というよりも、どういようお考えなのかといよか、お願いといよほうがよいのかもわかりませんが、二つほどお願いをしておきます。

まず、内部で検討委員会をやられるということで、当然それでいいと思うんですが、一つはその検討された内容が議会に情報提供するまでにマスコミに情報が提供されているというケースが、具体的に言いましたら病院跡地の給食センター、ああいうことがおきますと議会として非常に私は具合悪いというか、町民の方から聞かれても、えっと言わんなんような話になっているという意味から、やはり情報公開の順序というのは慎重にやってもらう、そのようなお考えがないか一つお聞きしたい。

もう一つは、こういう当初の計画が出来なくなって、その土地を事業として活用するということは至難の業だと思うわけです。一つの例が、もうすぐ完成するだろう須知公園。あれも4億円余りの先行投資の土地を活用するためにあの事業を10年弱ほどかかって、多分8億円から9億円ほどの投資をしてやった。あの公園が実際それだけの価値があるのか、効果があるのかということをお考えますと、非常にそれだけの投資のことにはなっていないんじゃないかというような気がするわけです。

一部町民の方からお聞きしても、水辺公園の例をあげたら余り期待はできないなという感じなんです。だからここでお願いしたいのは、土地を活用するために事業をやるというのではなく、町民が期待している事業をやるべきに土地を使うというように考えてもらわないと、土地の消化をするだけのためにやるとこの二の舞になると思いますので、その点、今申し上げたような感覚になっていただけるかどうか。その点お聞きをしたいとこのように思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 情報公開の順番については、現に議会、区長さん町民さんというような感じで私自身は取り扱っていききたいとそんな思いでまずあります。

塩漬け土地の活用については、村山議員がおっしゃった趣旨で私も活用をしていくべきだという認識でおります。以上です。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

議案第46号 土地の取得について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第46号は原案のとおり可決されました。

《日程第8 議案第47号 土地の取得について》

○議長（西山和樹君） 次に議案第47号 土地の取得についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第47号を採決いたします。

議案第47号 土地の取得について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第47号は原案のとおり可決されました。

《日程第9 議案第48号 平成22年度（繰越）中型送迎用バス購入契約について》

○議長（西山和樹君） 次に議案第48号 平成22年度（繰越）中型送迎用バス購入契約についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより議案第48号を採決いたします。

議案第48号 平成22年度（繰越）中型送迎用バス購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第48号は原案のとおり可決されました。

《日程第10 議案第49号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 次に議案第49号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） お尋ねをしておきたいと思うんですけども、先の議会運営委員会の中でも一定出されておったんですけども、今回歳出として予定されておる災害ボランティアの支援補助金30万円の内訳といいますか、説明のときに事務費として9カ月分という説明やったと思うんですけども、確かに今震災の地域に対する支援というのはいろんな状況からいうと息の長い支援をせんなんというように思うんですけども、そういうボランティアを募集して行っていただくという場合に、この9ヶ月の息の長い取り組みの中で、行っていただく方に距離も非常に遠いと、往復で日帰りできないということもありますので、例えば交通費のようなものを支援してボランティアを支援するというのも一つの考え方として大事ではないかと思うんですけども、改めてその点についての考え方を伺っておきたい。1回2回ということではなしに9カ月分でございますので、9カ月でなかったら更に伸ばして支援をしようということになるかと思っておりますので、そういうことを考えると息の長い取り組みということになるのではないかとお尋ねしておきます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 交通費等の助成ということでもありますけれども、今回災害ボランティア支援補助金ということで社協さんに補助をさせていただいて運用をしていただこうというものに関しましては、現時点におきましては町内での活動ということ想定しております。今後、町内の中で支援物資の仕分け作業でありますとか、そういったことも含めてある意味、一般の住民が出来ることから支援をしていこうということでの趣旨でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 被災者が転入されて公営なり民間住宅に入居された場合に、家電を貸与するという事で予算計上されておりますが、仮設住宅では日赤のほうから家電4点セットというのが既に配付をされてますので、民間公営についても拡大をというような話も聞いてますんで、それと重ならない部分で貸与されようとしているのか、その辺の調査をどこまでされているのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 京都府のほうへ出しています提供できる空き家住宅の戸数に

については7戸、とりあえず報告をさせていただいているんですが、まだ交付税の関係も先程総務課長のほうからありましたけども、決まったものがございませんので、もし避難してきたいという方がございましたら喫緊に家電製品なり寝具が必要となりますので、とりあえず2世帯分について予算の計上をさせていただいたところがございます、今おっしゃられたことも京都府とも十分調整しながら今後受け入れのほうを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 使用料及び賃借料ということで、支援物資の搬送に85万3,000円の予算化ですし、自動車の借上料ということで44万7,000円ということですが、議会運営委員会でも言わせていただいたんですが、物資を運んで現地へ行かれるということで、後の帰りに空で帰るのであれば、風評被害とか安くでしか売れないとかいろんな問題で、現地の生産者の間でいろいろ出ているわけですが、可能であれば、帰る車に現地の物産物品をこちらへ持ち帰って、それを京丹波町の皆が購入するという支援のあり方もあるのではないかと。せっかく行くのであるので、空で帰るよりもそういうこともできるのでないかという声もお聞きしたんですが、そのことについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 先程申されました点は議会運営委員会でもご質問をいただいておりますが、一定今回につきましては、そこまでは想定はしておりませんが、そうした方向がもし可能であるならば、検討はしたいなと思います。

ただ、今回あげております使用料の44万7,000円につきましては、民間の借り上げでございますので、これにつきましては、そういった点も含めて町職員が行っての費用ではございません。そうしたことも考えてまた検討はさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 本町の保有しております災害時備蓄物資についてお尋ねいたします。

本町の災害時に対応する備蓄物資につきましては、複数年の計画をもって目標値のもと準備していただいたと記憶しておりますが、この災害対応を前に、物資が目標値に達成していたのか。それが1点。

また今回の災害で対応いただきまして、その補充として今回補正があがっておるわけですが、この補正をもって本来の目標値にリカバリーできるのか。以上2点お尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 物資は充足していたかということでございますが、これにつきましては、5年間をかけて整備するというところでございますのと、賞味期限であるとか消費期限があるものにつきましては、順次交換をしていくというふうなこともございます。

何パーセントになっていたかというのは今すぐには答弁できませんので、誠に申し訳ございませんけれども、5年間ということでございますのでまだ充足はしていないということでございます。

それから、今回の補正でリカバリーできるかということでございますが、これにつきましては、22年度までの物資については保持をするということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 今回の補正予算に関わりまして、息の長い支援をしていくと、これは非常に良いことでございますし、大いにやっていただきたいなというように思っておるんですけども、昨日から特に福島第一原発につきまして、メルトダウンを東電が認めたということでございまして、その溜まっている水については1000ミリシーベルト、1シーベルトになって半日おったら死に至るといような状況にあるらしいことを新聞報道でもされておりました。そういった中で、双葉町については周辺の状況から見ますと、とてもではないけれどもいつ帰れるかということにもなるかというように思うんですけども、先月の末に調査団も派遣されて主な対応については一覧表をもらいまして対応されていることは十分分かりますけども、調査団を派遣されて、その調査内容はどうかであったのかということも1点聞きたいんですけども、双葉町も何百人の方が高校の旧校舎に仮住まいされておるということでございまして、また他の町民については散り散りばらばらになっておられるということがあるとは思いますが、支援の方法もいろいろあると思うんですけども、先程言いましたように帰りたくても帰れないという状況の中で、町長として今後の支援のあり方についての考えをお持ちであればお聞きしたいなということ、総務課長の説明の中で、先般行かれた中で、応援職員の派遣、罹災台帳の作成とかも聞いておったんですけども、向こうが望まれている支援というのは何であったのか。調査内容とかぶるんですけども、そうしたことを踏まえて今後どうあるべきかということになると思うんですけども、その辺、町長としてのお考えお持ちであればお聞きをしたいなというように思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず報告を受けておりますので、また行った者から細かく報告したらいいかと思いますが、私の受け止め方としては、双葉町の井戸川町長始め友好町であります双

葉町に対してどういう支援を求めたらいいものかという思案がまだ固まっていないなというふうに、この支援を求めることだけが固まっていないのではなく、今言われたように戻れるか戻れないかという大きな問題があるので、戻れるのならどんな支援とかいうことになると思うんですね。それから具体的な支援の要請は受けておりません。ただ、こちらとしてお節介的に考えていることは、各地域でもジャガイモを植えてもらっていますし、学生さんがジャガイモを植えてくれているということについては、初めて相談受けたときから大賛成をしました。根拠は自分が商売をしていて実を言うと、野菜、根菜を含む馬鈴薯というのが一番消費が多いというのを承知していたもので、良い話だと思い賛成をしました。日持ちもするしというようなことであります。

また、確実にやってもらえるなということ、もちを植えて収穫して餅つきしてあげたいという話も伺っています。そのことも非常に良いことだという認識しております。

私のほうから提案したことは、山村留学的に先方の児童生徒を当町で夏休みなんか利用してお迎えして、もちろんその時には先生、父兄もついて来てもらったら結構ですというような提案をしています。金がさとか物品ではないんですが、当町に来てもらうことによって精神的に癒されるんじゃないかというような趣旨で、こちらからどうですかという提案をしております。もろもろ最初はお金とか言いましたし、物とか言いましたけれど、息の長い支援ということになりますと、そうしたよそで買ってきてお送りするとかいうことではなしに、こちらで手作りしたもの、あるいはお迎えするというような支援を是非実施していきたいという思いであります。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 先程も予算の中で説明があったわけですが、2世帯8人分の予算計上をされておるといってございまして、今町長からありました支援の方法、いろいろあると思うんですけども、特に双葉町につきましては、農地をはじめ土地を元に戻すには数万年かかるというようなことも言われておるといって状況の中で、特に農業、林業そういった一次産業に携わっておられる方については、当町の空き家活用とか就農支援とかこちらへ来てもらって農業を始めたらどうか、そういう方法もいろいろあると思うんですけども、その辺についての考え方もあるのかなのか町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 第一次産業にまで限定しても休耕田を使ったりしてということになるんだと思うんですが、ちょっとそういう話をして現状、双葉町のほうの反応はないように聞いております。いろんなことを話ししても、距離も距離ですし、京丹波町へ移住を含め、

とにかくという考えがあんまりないように伺ってますんで、今、積極的にそういう話をしようかという気持ちでもないとかそんなところです。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） 何も分からないんで教えてほしいんですが、消防費の備品購入費の備品は具体的にどのようなものか教えていただけたら嬉しいと思います。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 内容といたしましては、災害用の毛布でありますとか、飲料水でございます。あと子ども用の紙おむつ、粉ミルクとそういう内容でございます。以上です。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

議案第49号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（ 挙手 全員 ）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

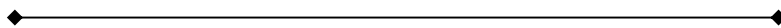
よって議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長（西山和樹君） 以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成23年第2回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前10時20分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 西山 和樹

〃 署名議員 松村 篤郎

〃 署名議員 北尾 潤